

次世代育成支援対策推進法に基づく取り組み

TSSプロダクション 行動計画

社員が、子育てと仕事を両立させることができる環境を作ることにより、能力を最大限に発揮し安心して働くことができるよう、次のとおり行動計画を策定する。

1) 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日 までの 5年間

2) 内 容

目標1 当社規定に基づく、子の看護休暇・育児のための所定外労働の免除・時間外労働の制限・深夜業務の制限・育児短時間勤務、そして、育児・介護休業法の制度改定など両立支援制度全般の情報提供を行う。

対策： 社内及びイントラネットの掲示板、社内会議を活用する。

時期： 令和2年4月より 及び 新たな広報事案が発生した時。

目標2 子どもの出生時における男性の育児休業の取得を促進する。

対策： 配偶者が出産した際の当社規程に基づく育児休業について広報する。

時期： 令和2年4月より 及び 新たな広報事案が発生した時。

目標3 育児休業後に社員が復職しやすくするため、休職中の社員に資料送付等による情報提供を行う。

対策： 社員に関係する会議議事録や会社情報を送付する。

時期： 対象者が発生した時。

目標4 年次有給休暇の取得促進を図り、社員のリフレッシュを目的とした連続休暇が取得出来るよう配慮する。

対策： 計画的な休暇取得に向け、事前申請制度などにより、業務対応調整を行い社員の意向に添えるよう対応する。

時期： 対象者が発生した時。

目標5 ワークライフバランスを推進させるため、所定外労働削減のため措置を実施する。

対策： 所定外労働時間の管理方法を見直し、業務改善に向けた取り組みを行う。

時期： 令和2年4月より実施。

以上